

## 条件付一般競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 3 月 1 7 日

福島県総務部施設管理課長

業務名	県庁舎等警備業務
質 問 事 項	
<p>1. 一般共通事項</p> <p>その他の緊急時の措置として ～仕様書Ⅱ共通事項 3 (7) オ(イ)</p> <p>各種災害時の対応 ～仕様書Ⅱ共通事項 3 (8) ア～ウ</p> <p>① 業務の担当責任者(受託者)は</p> <p>通常時、常に連絡の取れる体制を維持(24時間対応)</p> <p>緊急時、対応できる状態(25分以内に臨場)</p> <p>という体制でよろしいでしょうか? ※「機械警備の即応体制に準ずる」</p> <p>2. 仕様書に無い事項</p> <p>① 県内で災害発生時など、庁舎利用状況が変わり、業務の人数や時間などの変更(追加)が発生したときには、受託会社は可能な限り(協議の上)対応することでよろしいでしょうか?</p> <p>② 昨今の感染症流行に伴い、内閣感染症危機管理統括庁から事業者に対し、ガイドラインが示されている内容を踏まえた場合通常に従事者に対し、4割程度増の人員(非常勤)を準備し業務継続をさせるということによろしいでしょうか?</p> <p>常勤(シフト制)25名とした場合、非常勤10名(最低人員35名)弊社は対応しています。</p>	
回 答 事 項	
<p>1. ① 原則は貴見のとおりですが、緊急時、業務の担当責任者が対応できない場合(25分以内に臨場できない場合)は、当業務を熟知している代替の者が対応することを可能とします。</p> <p>2. ① 別途協議のうえ対応することで差し支えありません。</p> <p>② 福島県庁舎等警備業務特記仕様書のⅡ10(3)のとおりとなります。</p>	